

# 新設分割に係る事後開示書類

株式会社 コシダカ

株式会社 北海道コシダカ

## 新設分割に係る事後開示書類

会社法第 811 条第 1 項及び会社法施行規則第 209 条の規定に従い、下記のとおり新設分割により新設分割設立会社（株式会社北海道コシダカ）が承継した新設分割会社（株式会社コシダカ）の北海道におけるカラオケ事業及び北海道並びに埼玉県におけるカーブス事業（以下「分割事業」という。）に係る権利義務その他の新設分割に関する事項として法務省令で定める事項を開示いたします。

### 記

#### 1. 新設分割が効力を生じた日

平成 20 年 9 月 1 日

#### 2. 反対株主の株式買取請求手続きの経過

新設分割会社は、会社分割計画について、会社法 805 条の規定により株主総会の承認を得ずに本件分割を行っているため、会社法第 806 条の規定による手続を行いませんでした。

#### 3. 新株予約権買取請求手続の経過

新設分割会社は、会社法第 808 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権を発行しておらず、会社法第 808 条第 1 項に規定する新株予約権者がいないため、会社法第 808 条の規定による手続は行いませんでした。

#### 4. 債権者保護手続きの経過

新設分割会社が新設分割設立会社に承継したすべての債務について、新設分割会社が併存的債務引受を行う旨を会社分割計画書に定めており、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に定める債権者がいないため、同条の規定による債権者保護手続を行っていません。

#### 5. 本件分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設分割設立会社は、会社分割計画書の規定により、平成 20 年 9 月 1 日をもって、新設分割会社の分割事業に関して有する権利・義務を承継いたしました。

これにより、新設分割設立会社が新設分割会社から承継した資産及び負債の額は以下のとおりです。

(1) 資産の額	431,943 千円
(2) 負債の額	425,000 千円
(3) 純資産額	6,943 千円

(注) 上記の新設分割設立会社が新設分割会社から承継した資産及び負債の額については平成 20 年 9 月 1 日現在数値が確定していないことから、暫定数値を記載いたしました。

6. その他本件分割に関する重要な事項

新設分割設立会社は、本件分割に際して普通株式 10,000 株を発行し、そのすべてを新設分割会社から承継する権利義務に代えて、新設分割会社に交付いたしました。

これにより、新設分割設立会社の資本金等の額は以下のとおりとなりました。

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 資本金      | 5,000 千円 |
| (2) 資本準備金    | 一千円      |
| (3) その他資本剰余金 | 1,943 千円 |

以上

平成 20 年 9 月 1 日

群馬県前橋市新前橋町 26 番地 7 ヤマコビル

株式会社コシダカ

代表取締役 腰高 博



北海道札幌市中央区北四条西一丁目 4 番地 1

株式会社北海道コシダカ

代表取締役 腰高 修



平成 20 年 9 月 1 日

これは原本と相違ないことを証明する。

株式会社 コシダカ

代表取締役 腰高 博

